

個人情報保護に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人昭和大学（以下「本法人」という。）が保有する個人情報に関して、適正な取り扱いを図るために定めたものである。

(定義)

第2条 この規程において、個人情報とは、本学の学生及びその家族、保証人、職員、附属病院の受診者、その他これに準ずる者に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。

(利用目的の特定)

第3条 本法人は、個人情報の取り扱いに際しては、教育・研究・診療及びその他の業務に必要な範囲内で利用目的を特定する。

(利用目的外の利用)

第4条 本法人は、個人情報を利用目的以外に利用する場合は、原則として本人の同意を得る。

(適正な取得)

第5条 本法人は、適法かつ公正な手段によって個人情報を取得する。

(取得時の利用目的の通知)

第6条 個人情報の取得に際しては、利用目的を本人へ通知または公表する。

2 利用目的の変更があったときは、本人へ通知または公表する。

3 第1項及び前項における通知または公表は、配付文書、ホームページ、広報誌、施設内掲示等の方法による。

(正確性の確保)

第7条 本法人は、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努める。

(個人情報保護委員会)

第8条 本法人は、個人情報の保護に係る重要事項の審議・決定を目的として「個人情報保護委員会」を設置する。

2 個人情報保護委員会に関しては、別に定める。

(個人情報保護管理責任者)

第9条 本法人は、個人情報の保護推進を目的として「個人情報保護管理責任者」を置く。

(個人情報保護室・個人情報保護管理者)

第10条 本法人は、法人内各部門に個人情報の保護に係る業務を担当する「個人情報保護室」を設置し、「個人情報保護管理者」を置き、個人情報を管理する立場にある者をもって充てる。

(職員等の教育)

第11条 本法人は、個人情報を取り扱う職員その他関係者に対し、個人情報の保護及び適正な管理に関する必要な教育を実施する。

(安全管理措置)

第12条 本法人は、保有する個人情報の漏洩、改ざん、破壊、紛失、不正使用等の防止のために必要かつ適正な安全管理措置を講じる。

(廃棄・消去)

第13条 本法人は、保有する必要がなくなった個人情報、確実かつ迅速に廃棄または消去を行う。

(委託管理)

第14条 本法人は、個人情報の取り扱いの全部または一部を委託する場合は、当該契約において、委託先の個人情報の適正な取り扱いと責任を明確にし、必要かつ適切な監督を行う。

(第三者提供)

第15条 本法人は、個人情報を第三者へ提供する場合は、原則として本人の同意を得る。

(第三者提供の状況把握)

第16条 本法人は、個人情報の第三者への提供状況を明確に把握しなければならない。

(第三者提供の停止)

第17条 本法人は、本人から求めがあった場合は、当該個人情報の第三者への提供を停止する。

(通知・公表等)

第18条 本法人の保有する個人情報に関する、利用目的、開示・訂正・利用停止・消去・相談・苦情申出の手続等について、配付文書、ホームページ、広報誌、施設内掲示等の方法により公表する。

(情報の開示)

第19条 本法人は、本人から個人情報の開示を求められた場合は、法令、教育、医療の状況等を勘案して可否を決定し、必要な措置を講じ、その結果を本人に通知する。ただし、要求に応じない場合は、本人に対しその旨及び理由を通知する。

(情報の訂正)

第20条 本法人は、本人から個人情報の訂正の要求があった場合は、遅滞なく調査し必要な措置を講じ、その結果を本人に通知する。

(利用停止・消去等)

第21条 本法人は、本人から個人情報の目的外利用、不正取得を理由とする利用停止・消去等の要求があった場合は、遅滞なく調査し必要な措置を講じ、その結果を本人に通知する。ただし、要求に応じない場合は、本人に対しその旨及び理由を通知する。

(相談・苦情窓口の設置)

第22条 本法人は、個人情報の取り扱いに関する相談・苦情申出について、適切かつ迅速に対応するため、各部署に担当する受付窓口を設置する。

(職員等の責務)

第23条 本法人の職員その他関係者は、業務上取得した個人情報に関し、漏洩、改ざん、破壊、紛失、不正使用をしてはならない。また、本法人を退職後も同様とする。

2 この規程に違反した場合は、本法人の就業規則による措置をとることができる。

附 則

- 1 . この規程は、平成17年7月12日から施行する。
- 2 . この規程の改廃は、理事会の承認を要するものとする。